

第3回 厚木愛甲環境施設組合事業報告会 概要

名 称 第3回厚木愛甲環境施設組合事業報告会
日 時 令和元年10月26日(土) 午後3時から午後4時40分まで
場 所 厚木市環境センター 2階大会議室
出席者 24人
組合10人、委託先コンサルタント5人

【概要】

1 開 会

2 挨拶

田中事務局長)

皆様、こんにちは。厚木愛甲環境施設組合事務局長の田中でございます。日ごろ、本組合事業に対しまして、格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本組合は、厚木市、愛川町、清川村の一般廃棄物を共同処理するための施設整備を目的に、平成16年4月に設置された一部事務組合でございます。緑豊かな厚木愛甲地区の自然環境を次世代に引き継げるよう、環境に配慮した適正な施設整備に努めてまいりたいと考えております。

さて、本組合が計画しておりますごみ中間処理施設整備事業につきましては、金田地区の皆様のお協力をいただき、現在、2025年度(令和7年度)の稼働を目指して進めております。改めて御礼申し上げます。今年度につきましては、昨年度から進めておりました環境アセスメントの手続が終了いたしまして、今月4日から18日までの間、環境影響予測評価書の縦覧を行いました。また、環境影響予測評価書の公告日と同日に厚木市におきまして、ごみ中間処理施設整備事業に係る都市計画の変更に係る告示が行われました。

本日は、現在の事業の進捗状況を御報告させていただくため、本組合の構成3市町村並びに、近隣の海老名市、座間市、綾瀬市の住民の皆様を対象に第3回の事業報告会を開催させていただきます。この後、担当職員から御報告をさせていただきますが、更なる御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

3 報告内容

- (1) ごみ中間処理施設整備事業の概要について(資料参照)
- (2) 事業の進捗状況について(資料参照)
- (3) 今後の事業予定について(資料参照)

～質疑応答

参加者)

金田地区に隣接する下依知に住んでいる者です。この事業に対して反対の立場であることをはっきりと申し上げたいと思います。意見を簡潔に3つ申し上げたいと思います。

1点目は、本事業は押し付けであるということです。どういうことかと申し上げますと、反対の方が旗を立てていられると思いますけれども、事務局は「我々は義務を果たした」と言っているわけですね。そういった意味で、押し付けということは絶対に許されない。

2点目は、ごみ中間処理施設とは一体何なのかということです。ごみ中間処理施設を造ったら、現在の良い環境が悪くなるのは当たり前じゃないですか。これは簡単なことです。しかし、それは環境とは何かということで、ごみを燃やす時代は終わったのです。このような事業を行っても業者を儲けさせるだけです。

3点目ですが、2週間前の10月12日に台風19号が被害をもたらしたことで、この問題になっているごみ中間処理施設の計画はすっ飛んだと私は思いました。現在、この問題を巡っては神奈川県と協議した人との間で論争がありますけれども、本当にこの問題は今回のような台風被害が出たらどうなるのかと思います。連日、昨日も台風の被害がありましたけれども、そのような状況のときに、このようなごみ中間処理施設のことをやっている時代では、もはや無いのではと思います。

回 答)

1点目の本事業は押し付けであるという御意見についてでございますが、本組合といたしましては、当初から金田地区の皆様と御協議をさせていただきながら、事業予定地の場所の決定をさせていただきました。事業予定地の場所の決定以降も、事業報告会や環境アセスメントに関する事業説明会等を何度か開催させていただいておりますので、そのあたりのことについては、御理解をいただけたらと思います。

次に、2点目のごみ中間処理施設の必要性に関する御意見についてでございますが、現在の厚木市環境センターにつきましては、施設稼働から30年近い年数が経っております。それに伴いまして、新たなごみ中間処理施設の令和7年度稼働を目指し、現在、本組合が構成市町村、議会の皆様の御協力をいただきながら、事業を推し進めているところでございます。

最後に、3点目の台風への対策に関してでございますが、先日の台風19号で被災された千葉県等の大変な状況が連日ニュースで取り上げられてございます。本組合といたしましても、相模川に面している地区にごみ中間処理施設を建設するというところで、3mの盛土を施した上にごみ中間処理施設を建設するという計画でございますので、そのような点も含めまして、災害対策を講じた形で本事業を進めているところでございます。

参加者)

先ほど、事業予定地の場所の決定経緯について、「金田地区の皆様と協議をして事業予定地の場所の決定をさせていただいた」と事務局から説明がありましたが、これは嘘です。事業予定地の

場所の決定について住民の皆様がそれぞれ意見を聴かれたことはありません。「金田地区の自治会長と協議した」と言ってください。

2点目、先ほど、「150年に一度の浸水に対応できるように施設を計画した」というような説明が事務局からありましたが、平成27年に相模川流砂系総合土砂管理計画が、山梨県、神奈川県、国との間で結ばれたことを御存知の方はいらっしゃいますか。また、もし御存知であれば、相模川流砂系総合土砂管理計画が本事業に与える影響についてどのように考慮されたのかを教えてください。

3点目、事業予定地から一番直近の小学校として、海老名市立有鹿小学校があります。事業報告会が終わった後の施設見学の際に上の階から見ていただくと、海老名市立有鹿小学校が見えると思います。それほど近い場所にあるにも関わらず、当初の環境影響評価で海老名市立有鹿小学校が調査の対象に入っていなかったということが公聴会で指摘されたと思います。海老名市立有鹿小学校を調査の対象から見落としたことについては、至急調査を行い環境影響評価に反映するということでした。本日、事務局では環境影響予測評価書という分厚い冊子をお持ちですけれども、その中で海老名市立有鹿小学校の調査結果が反映された箇所や資料について具体的にどこのページなのかを教えてください。

次に意見ですが、海老名市立有鹿小学校が事業予定地の目の前にあるのを、どうして事業者たる厚木市なり、厚木愛甲環境施設組合がそれを知らないのか。また、委託先コンサルタントが見落としたのをなぜチェックできないのか。そもそも本計画は、平成20年に厚木市の方で検討を始めたときの話に遡ってみると、事業予定地の直近に福祉施設、あるいは産業廃棄物の処理施設があったものをおそらくコンサルタント任せでやっていたのでしょうか。「全く見落としました」ということがありました。以前も見落とした。今回も見落としたということが続いてくると、やはり、これから先のさまざまな事業計画のときも、どこかしらに見落としがあるのではないかと、このような疑念を持ってしまうんですね。今回もそれが続いていますので、そちらの問題については、意見として申し上げさせていただきます。

回 答)

海老名市立有鹿小学校に関しましては、御指摘いただいたとおり、事業予定地から近いエリアでございまして、見落としたというところはございます。こちらにつきましては、改めまして、環境影響予測評価書の3ページと30ページに区域内で留意する施設ということをお示しをさせていただいております。

参加者)

ただいまの説明ですと、海老名市立有鹿小学校については、指摘後も土壌調査等は行っていないということでしょうか。

委託先コンサルタント)

はい、土壌調査等は行っておりません。

参加者)

海老名市立有鹿小学校は直近の学校ですよね。環境アセスメントの結果を見ても、冬場は北西方向からの風が強いとの結果になっているのですから、新たなごみ中間処理施設が建設されると、海老名市立有鹿小学校の風上に位置するわけですよね。調査を行わないと施設建設前の環境アセスメントの状況が分からず、施設稼働後の状況と比較ができないのではないですか。

回 答)

御指摘のとおりです。

参加者)

以前、指摘をした際に、事務局は「見落としした海老名市立有鹿小学校について、環境影響予測評価書に追加します」と言っていました。私は「追加します」というのは、「調査を行って環境影響予測評価書に追加した」のだと思ったのです。調査を行ったにしては随分早く反映して環境影響予測評価書を作ったのでおかしいと思い、本日質問をしたのです。海老名市立有鹿小学校については、環境影響予測評価書に名称を記載したのみで、調査は行っていないということですね。

回 答)

はい、海老名市立有鹿小学校につきましては、調査は行っておりません。

参加者)

調査を行っていただいた方が良いと思います。

回 答)

この件に関しましては、申し訳ございませんが、一度持ち帰らせていただいて、御回答をさせていただきます。

参加者)

相模川流砂系総合土砂管理計画についても説明をお願いします。

回 答)

相模川流砂系総合土砂管理計画につきましては、本組合の方では承知をしておりません。

参加者)

相模川流砂系総合土砂管理計画が本事業に与える影響はとて大きいと思いますよ。以前にもお話したときに、厚木市の担当部長が「新たなごみ中間処理施設には盛土を施すので浸水対策は大丈夫です」と説明していましたが、どうも腑に落ちなかったもので、本日改めて伺いました。相模川流砂系総合土砂管理計画はかなり大変な計画でして、本事業の計画を全部見直ししなければならないようなものです。浸水は堤防道路の高さどころではないと思いますよ。厚木市役所では河川も管理していて、それは厚木市長がトップになって全部やっているわけですよね。国と神奈川県が厚木市も含めて相模川流砂系総合土砂管理計画を発表しているわけですから、厚木市としては知っているけれども、ごみ中間処理施設整備事業の事業者である厚木市としては知りませんというのはあり得ないと思いますよ。

ただいまのことを前提にしたら、今度は金田地区が天井川になりかねないという問題が出てきます。「天井川」というのは、川底が堤防内の住宅地よりも高くなってしまった川のことです。厚木市だと小鮎川が天井川です。現在の金田地区は天井川ではありませんが、たとえそのような問題があったとしても、「ごみ中間処理施設の建設が必要だ」ということで事業を進めようとしているわけですから、事務局には、相模川流砂系総合土砂管理計画について内容を確認していただき、事業計画とどのように整合性を取るのかを考えていただきたい。先ほど、説明のあった嵩上げくらいでは済まないかもしれません。

回 答)

御意見ありがとうございます。次回のところでしっかりと御報告させていただきます。

参加者)

資料4ページのスライド6番「排ガスの基準」にあるように、厳しい自主規制値を設定していただいたことは非常に良いと思いますけれども、今年の6月には徳島県の鳴門市が管理する鳴門市クリーンセンター、9月には三重県の伊賀南部環境衛生組合が管理する伊賀南部クリーンセンターにおいて、施設からの排ガスに含まれる有害物質のデータが実際より低い基準値を示すように改ざんされていたという問題が報道されました。また、10月初旬には、滋賀県の中部清掃組合が管理する日野清掃センターにおいて、ばいじんに含まれるダイオキシン類濃度が基準値の1.3倍を検出しながら、職員が記録を改ざんして報告したという問題も報道されました。特に三重県の問題では、改ざん後の数値が出るようにプログラムで設定してあったそうです。そのような問題を受けてお伺いしますが、現在の厚木市環境センターでは、報道されたような排ガス数値の改ざんがこれまでに無かったのでしょうか。当然、職員の方々は「改ざんは無かった」とお答えになるかと思いますが、内部告発でも無い限り改ざんが行われているか否かは住民には分かりません。厚木市環境センターも施設の運営を外部委託していますので、報道された問題と同じようなことが起こるのではないかというふうに思います。「情報の見える化」の取り組みとして、昨年からは厚木市環境センターの入口に排ガス数値を表示する電光掲示板が設置されましたが、設置された電光掲示板を見て安心できる方が一体どのくらいいるのでしょうか。おそらく、電光掲示板を見てもその瞬間の状況が分かるだけだと思いますが、電光掲示板をずっと見続けているわけにもいきませんので、異常が起きたということは分からないのではないかと思います。したがって、このような施設の排ガスに係る数値情報は、測定値を連続的、定期的に公表したり、インターネットで見たりすることができるようにすべきだと思いますので、引き続き対策を検討していかれるようお願いいたします。

回 答)

本組合が今後建設しようとしている新たなごみ中間処理施設の排ガス基準の自主規制値は、県央地区の中でも最も厳しい自主規制値を設けさせていただいております。また、排ガス数値の公表について、本組合といたしましては、なるべく常時監視をしてその数値を周辺の皆様に「見える化」する考えであり、現在の厚木市環境センターと同様に常時表示ができるような形に加えて、インタ

ーネット等でも公表することができれば良いと、そのような形で進めていきたいと考えてございます。

参加者)

長年、焼却炉の運転や建設に携わってきた者として意見を申し上げますと、資料4ページのスライド6番「排ガスの基準」で設定した自主規制値は、やや厳しいのではないかと思います。焼却炉の運転や建設に携わっている側の立場からすると、自主規制値を厳しくすれば厳しくするほど、先ほどの方の御意見にもあるとおり、自主規制値を超えてしまった場合に事実を隠蔽してしまおうという気持ちになってしまうのではないかと思います。法規制値と比較しても、厚木愛甲環境施設組合が設定した自主規制値の数値は非常に厳しいのではないかと思います。これまで、私は福島県で焼却炉の運転や建設に携わってきましたが、窒素酸化物は法規制値が150ppmのところ、自主規制値が100ppmに設定されていました。通常の運転であれば問題ないのですが、ゴム製のカバーを焼却したら窒素酸化物が自主規制値の100ppmを超えてしまったのです。法規制値の150ppmは超えていないのですが、自主規制値の100ppmを超えてしまったことから環境省に施設の運転を止められてしまいました。福島県内の他の施設は、自主規制値を150ppmに設定していたにも関わらずです。したがって、自主規制値を過度に厳しく設定してしまうと、施設を運転するのが非常に大変になってしまうと思います。厳しい自主規制値を設定し、自主規制値を超えてしまったら施設の運転を停止して、再び運転するという考え方も良いのですが、法規制値を見ながら、遵守できる範囲で自主規制値を設定するのが良いのではないかと私は思います。自主規制値を過度に厳しく設定してしまうと、自主規制値を超えてしまった場合に事実を隠蔽してしまおうということになってしまうのではないかと思いますので、入念にバランスを取って設定していただければと思います。資料4ページのスライド6番「排ガスの基準」で設定した自主規制値を実際に遵守することができれば良いのですが、もし、大雨が降って、災害廃棄物を新たなごみ中間処理施設で受け入れて焼却することとなった場合、ごみ質の問題から自主規制値を超えた数値が出てしまう可能性もありますので、自主規制値の設定については、そのような点も踏まえて、十分な検討をお願いしたいと思います。

回 答)

さまざまな立場から御意見をいただきありがとうございます。本組合では、御説明させていただきましたとおり、法規制値よりもさらに厳しい自主規制値を設けました。自主規制値につきましては、地元の方々も含めまして厳しい数値を設定すべきだというところの判断でございますので、厳しい自主規制値を設けたからといって、自主規制値を超えた数値が出てしまった際に隠蔽しようといった考えはございませんので、自主規制値の範囲の中で、運用してまいりたいと考えてございます。

参加者)

ただいまの自主規制値に関するお話についてですが、自主規制値を設けるということは非常に良いことだと思います。資料4ページのスライド6番「排ガスの基準」を見る限りは、相当低い数値

に設定していると思います。しかし、先ほどの御意見にもありましたが、この厳しい自主規制値で本当に施設を運用していくことができるのかということで、もし、自主規制値を超えた場合はどのような対応をされるのか教えていただきたい。また、基準となる数値を超えたことにより焼却炉を停止するとのことですが、どのくらいの数値を超えてしまうと停止するのか、自主規制値ではなく上限値を教えていただきたい。上限値も項目として取り入れなければいけないのではないかと思います。いかがでしょうか。

回 答)

現在、本組合では資料4ページのスライド6番「排ガスの基準」のとおり自主規制値を設けさせていただいておりますが、今後、事業者が決定した後、運用に関する中身の部分が細かく決まってしまう。自主規制値を遵守できるのかといった御意見、御心配をいただいておりますが、本組合といたしましては、法規制値の中で必ず遵守できるという範囲で自主規制値を設けさせていただいているところでございます。今後は運用基準というものを作成いたします。作成した運用基準により、どの程度の数値になったら施設を停止させるといったこと等について検討を行い、運用基準につきましては、今後皆様にお知らせをさせていただくというような形になるかと思っております。

参加者)

「厚木市洪水浸水ハザードマップ」をよく見たのですが、金田地区は、金田陸橋と県道付近だけが洪水浸水想定区域から外れていて、その他の箇所は全て洪水浸水想定区域となっています。河川の両側に位置する地域というのは水田であることが多いですから、洪水浸水想定区域となる可能性が高いわけですが、洪水浸水想定区域となっている金田地区にごみ中間処理施設を建設すること、過去に自治会館等が建設され、また、最近では金田東老人憩の家・金田児童館も建設されましたけれども、いずれも洪水浸水想定区域に平屋建てで建設されています。なぜ、建設するとき基礎を高くしたり、2階建てにしたりしないのかと思いましたが、やることなすことがそのような調子ですので、本事業で計画しているごみ中間処理施設についても、どうなるのかと心配に思っています。今は世の中訳の分からない災害で、福島県や茨城県等は弱ってしまっているわけです。想定外という言葉はもう言えなくなってきました。もう一度、本事業の計画について、相模川水系のことをよく考えていただきたいと思っております。新たなごみ中間処理施設には盛土を3m施すということですが、3mの盛土で大丈夫なのかと思っております。現在の厚木市環境センターの跡地についても盛土がされるのでしょうか。盛土を施すのが良いかどうかというのは私には分からないので判断はできませんけれども、環境も重要ですが、災害や河川の氾濫についても、もう一度よく考えていただきたいと思っております。

回 答)

台風15号・19号がもたらした水害というところの問題におきましては、本組合といたしましてもしっかりと受け止めをいたします。新たなごみ中間処理施設で計画している3mの盛土については、元々2mの盛土で計画していたものを、水害対策の観点から3mに途中変更したものでござい

す。ただいまの御意見につきましては、本組合といたしましてもしっかりと受け止めていきたいというふうに考えてございます。

参加者)

先ほど、自主規制値に関する質問への事務局の返答のところで、運用基準をこれから設定して、運用基準の数値を超えたら施設の運転を停止させるというお話をされておりましたが、理解ができませんでした。自主規制値というのは目標なのでしょうか。私の理解としては、自主規制値というのは超えたら施設の運転が止まる数値と考えていたのですが、その解釈でよろしいでしょうか。

回 答)

そのとおりです。

参加者)

分かりました。この自主規制値で設定した数値というのは、この数値から動かないのですね。

回 答)

はい、動きません。

参加者)

分かりました。自主規制値の項目に入っていない物質には、水銀やアスベスト等といった有害物質がかなりあるかと思えます。それらの有害物質についてはどのような取り組みを行うのかお伺いしたい。

また、質問をまたぎますが、環境アセスメントについて、私は稲作をやっているのですけれども、今後、緑地が整備されるということで、結局のところ、水田を潰して緑地ができると環境が変わってしまいます。今まで水田だったものが緑地になってしまうのですから、緑地にはさまざまな動植物が発生してくるものと思えます。それらの動植物が、水田の稲に対して何も影響を及ぼさなければ良いのですけれども、稲に対して影響を与えるような動植物が出てきてしまった場合、今後はその管理の問題が生じてきます。さまざまな動植物がいて稲に影響を与えるものもかなりあります。カメムシ等は稲を食べてしまいますし、蚊の種類のウンカ類、ヒメトビウンカ等は縞葉枯病等を媒介します。昆虫類では、苗を荒らす害虫類としてジャンボタニシ（スクミリングガイ）というものも最近が発生してきています。そのようなことが懸念される状況でも、整備する緑地には水辺を設けるという計画ですから、緑地の水辺に害虫類が発生してきってしまうと、稲作をやっている者はとても大変なのです。それは少し遠慮していただきたいと思えます。現在は、稲が実る頃になると、ムクドリ、スズメ類等の鳥が数多く発生してきますけれども、緑地が整備されて水田が少なくなってしまうと、残った水田に集中して飛来し被害をもたらすので、そういったことを懸念しているのです。それらの問題について、御返答をお願いします。

回 答)

水銀につきましては、本組合の方で法規制値と同じ値で正しく運用していこうと考えてございます。

参加者)

アスベストといった、その他の有毒物質等の測定についてはどのように考えますか。

回 答)

アスベストに関しては、特別な処理がされるものですので、アスベスト自体が本組合の整備するごみ中間処理施設には入ってきません。

参加者)

アスベストに関しては、測定しないということでしょうか。

回 答)

現段階では、アスベストの測定は考えてございません。

参加者)

分かりました。先ほど、ダイオキシンについてお答えされていましたが、ダイオキシンを常時監視できる体制というのは可能なのでしょうか。

回 答)

現時点では、ダイオキシンを常時監視することは可能ではございません。しかし、本組合が建設するごみ中間処理施設は、令和7年度に稼働する施設でございますことから、現時点では、ダイオキシンを常時監視することは可能ではございませんが、今後、さらに技術が進歩するのであれば、今後の技術の革新等を見極めまして、なるべく現在よりも短い間隔でダイオキシン類の表示をしたいというような考えでございます。

参加者)

現在、ダイオキシン類の測定は、1年に1回か、半年に1回程度ですよね。

回 答)

はい、そうです。

参加者)

もっと短く、細かい間隔で測定できないでしょうか。費用も掛かりますけれども。

回 答)

はい、費用の面も含めて、可能な限りというところで考えてございます。

参加者)

それでは、自主規制値のお話はこれくらいにして、環境の関係について返答をお願いします。

回 答)

水田環境が失われることによる周囲の水田に対しての影響でございますけれども、本組合といたしましては、緑地の広場も管理する立場でございますので、当然、そちらにつきましては、外来種等は植栽せず、周辺環境に沿うような緑地の広場にしたいと考えております。さらに、管理についても、農薬、除草剤等は使用しないような形で行っていきたいと考えてございまして、運用する中で皆様から問題点等のさまざまな御意見をお聴きしながら、適切な管理ができるようにしてい

たいと考えてございます。

参加者)

緑地を管理することについても、やはり、費用が必要になってくると思いますので、それなりの費用はしっかり用意してあるということでしょうか。草刈りもしなければならぬと思いますし。

回 答)

はい、その点についても、しっかりと管理をしていきたいと考えております。

参加者)

病害虫が発生してきたら除くような形でお願いしたい。

回 答)

神奈川県環境影響評価審査会の中でも、周辺環境に影響を及ぼさないような形で管理をするようにという指摘もいただいておりますし、本組合といたしましても、当然そのところは気を付けなければいけないと考えてございますので、緑地の広場の管理につきましても、しっかりと行っていきたいと考えてございます。

参加者)

分かりました。

参加者)

資料の3ページのスライド5番「新施設と現施設の比較」の焼却能力について、現在の厚木市環境センターでは327 t / 日ですが、新たなごみ中間処理施設では273 t / 日となっていて、焼却能力が50 t 程度減っています。また、粗大ごみの処理量についても、現在の厚木市環境センターでは50 t / 日ですが、新たなごみ中間処理施設では20 t / 日と半分以下に減っています。これは、見込みで計算された数値なののでしょうか。それとも、何か他の方法を用いて算出された数値なののでしょうか。これから愛川町と清川村が厚木市と一緒にごみ処理をしていくということで、現在の厚木市環境センターの数値は、愛川町と清川村のごみを受け入れた上での数値なのかについてもお伺いしたいので、お答えいただきたいと思います。

回 答)

資料の数値は、愛川町と清川村のごみを受け入れた上での数値でございます。

参加者)

愛川町と清川村のごみを受け入れた数値ということですね。それでは、新たなごみ中間処理施設の焼却能力と粗大ごみ処理量が現在の厚木市環境センターよりも減っているというのは、計算式、もしくは、今までの実績から算出しているのでしょうか。

回 答)

現在の厚木市環境センターの327 t / 日につきましては、施設稼働当時の数値でございます、市民の皆様のごみの分別等が進んだ結果、現在はごみの排出量が施設稼働当時よりも減っております。新たなごみ中間処理施設の273 t / 日という数値でございますけれども、こちらの数値は、

構成市町村（厚木市、愛川町、清川村）のごみの排出計画というものがございまして、その計画上の令和7年度の数値を採用したものでございます。現在の厚木市環境センターの稼働当時と比較いたしまして、皆様の御協力によりごみの排出量が減っていることが数値として表れているというものでございます。

参加者)

現在の厚木市環境センターは3炉ですが、新たなごみ中間処理施設では2炉と減っています。新たなごみ中間処理施設で、例えば何か故障が起きてしまった場合は、使える炉が1炉になってしまいますが、1炉でも273 t／日を賄えるわけでしょうか。

回 答)

新たなごみ中間処理施設の焼却能力273 t／日という数値は、年間365日ある中で点検日等を考慮してかなり余裕をもたせた数値でございます。現在のおおよその想定で申し上げますと、年間で280日間、炉を運転する計画でございます。点検を行いつつ2炉で運用していくという考えでございますので、基本的には故障する前に点検を行い、悪い箇所を発見して運用していこうというところでの数値でございます。

参加者)

2炉でも賄えるということですね。分かりました。

4 厚木市環境センター焼却施設の見学

施設見学の後、解散

《第3回 厚木愛甲環境施設組合事業報告会の様子》



報告会



施設見学（厚木市環境センター内）